

別紙

諮問第1145号

答 申

1 審査会の結論

別表2に掲げる本件決定3において非開示とした部分のうち、別表4に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件対象公文書の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が行った別表2に掲げる本件決定1ないし3について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に係る対象公文書には、条例7条2号及び4号に該当する部分が含まれており、これを非開示とする本件決定1を行ったが、非開示部分の記載に誤りがあったことから、これを取り消し（本件決定2）、改めて条例7条2号及び4号に該当する部分を非開示とする本件決定3を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成30年4月2日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年2月7日に実施機関から理由説明書を収受し、同年4月15日（第227回第二部会）から同年6月17日（第229回第二部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように

判断する。

ア 本件決定1及び2について

(ア) 東京都行政手続条例の規定について

東京都行政手続条例（平成6年東京都条例第142号）2条1項4号は同条例中の不利益処分について定義し、同号ただし書イからニまでに該当するものは不利益処分から除かれる旨、規定しており、うち同号ただし書ロは「申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分」と規定されている。

(イ) 本件決定2について

審査請求人は、当初一部開示決定が東京都行政手続条例2条1項3号の許認可に該当するもので、取消決定は東京都行政手続条例13条の不利益処分に該当することから、聴聞手続を行わずに行った本件決定2は手続上の瑕疵があるとしている。

審査会が見分したところ、一般的に、不利益処分として聴聞の対象となるのは、純粹に撤回の場合であり、そこに権利が一旦適法に発生して、事後的事情の変化で状況が変わり、その権利を維持しておくことができなくなったため不利益処分をされる場合とされている。

審査会が検討したところ、本件決定2は、実施機関が本件決定1に誤りがあったことからこれを取り消したものと認められ、このように申請に対する応答に原始的な瑕疵があつて職権取消しがされる場合は、東京都行政手続条例2条1項4号ただし書ロに該当すると思料されることから、後発的な事情によって取り消した撤回とは異なり、不利益処分には当たらず、手続上の瑕疵も存在しない。

よって、本件決定1及び2に係る審査請求人の主張には理由がないから、本件決定1の妥当性に係る審議は不要であり、本件決定2は妥当である。

イ 本件開示請求及び本件対象公文書について

実施機関は、本件開示請求に対して別表1のとおり本件対象公文書を特定し、このうち別表3に掲げる開示しない部分（以下「本件非開示情報」という。）を非開示と

する本件決定3を行った。

ウ 本件非開示情報の非開示の妥当性について

実施機関は、本件対象公文書には、特定の個人を識別することができるものとして氏名、住所、生年月日等が、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものとして審査請求及び行政訴訟の理由、争点に係る記述及び資料が、そして、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとしてケース記録等がそれぞれ記載されており、これらが条例7条2号に該当するとし、また、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報として審査請求人代理人及び原告訴訟代理人の各印影が表示されており、これらが条例7条4号に該当するとして、本件決定3を行った。

審査会が見分したところ、本件対象公文書は、実施機関による生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく処分に対して審査請求又は訴訟が提起されたことに伴う、事実確認や証拠資料といった、調査回答に係る一連の文書であることが認められた。

審査会が検討したところ、本件非開示情報のうち別表4に掲げる部分は、参考図書の写し、参考図書のほぼ全文の引用、様式の写し又は訴訟提起の手續上のごく一般的な事項を記載したものであり、公にすることで特定の個人を識別することができるものとまでは認められず、また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとまでも認められず、条例7条2号に該当しないことから、開示すべきである。

その余の部分については、実施機関による説明に不自然、不合理な点は認められず、条例7条2号本文又は4号に該当し、条例7条2号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子

【別表 1】

| 本件対象公文書 | |
|---------|-------------------------------|
| 1 | 25西福第3307号「審査請求に係る調査について（回答）」 |
| 2 | 25西福第3656号「弁明書及び関係書類の提出について」 |
| 3 | 27西福第4531号「訴訟資料の調査について（回答）」 |

【別表 2】

| 本件決定 | 文書番号 | 内容 |
|------|-----------------------|-------------------------------------|
| 1 | 平成29年12月6日付29西福第3999号 | 本件対象公文書の一部開示決定 |
| 2 | 平成30年1月11日付29西福第4517号 | 平成29年12月6日付29西福第3999号による一部開示決定の取消決定 |
| 3 | 平成30年1月11日付29西福第4523号 | 本件対象公文書の一部開示決定 |

【別表 3】 別紙のとおり

【別表 4】

| 本件対象公文書 | 開示しない情報を含む部分 | 開示すべき部分 |
|---------|--|-------------------|
| 2 | (8ページ目) 弁明書 | 33・34行目 |
| 〃 | (9ページ目) 弁明書 | 1行目から4行目まで |
| 〃 | (14ページ目) 証拠書類2 | 全部 |
| 〃 | (27ページ目) 証拠書類7 別冊問答集《抜粋 写し》 | 全部 |
| 〃 | (28ページ目) 証拠書類7 別冊問答集《抜粋 写し》 | 全部 |
| 〃 | (31ページ目) 証拠書類8 | 全部 |
| 〃 | (32ページ目) 証拠書類8 | 全部 |
| 3 | (5ページ目から7ページ目) 27西福第4531号平成27年11月20日訴訟資料の調査について（回答）案 | 5ページ目5行目から11行目まで |
| 〃 | (8ページ目から10ページ目) 27西福第4531号平成27年11月20日訴訟資料の調査について（回答）案 | 9ページ目20行目から25行目まで |
| 〃 | (37ページ目) 証拠書類（8） 生活保護運用事例集（抜粋 写し） | 全部 |
| 〃 | (48ページ目) 証拠書類（12） 生活保護手帳 別冊問答集（抜粋 写し） | 全部 |
| 〃 | (67ページ目) 証拠説明書（1） | 甲2及び甲3の立証趣旨 |

【別表3】

本件対象公文書1

| 開示しない情報を含む部分 | 開示しない部分 | 根拠規定 | 当該規定を適用する理由 |
|----------------------------------|--|--------|--|
| (2ページ目) 施行文案 記書きの「2」(1) | 審査請求人の住所、氏名及び年齢 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報であるため |
| (2ページ目) 施行文案 記書きの「2」(4)(5) | 審査請求の理由 | 条例7条2号 | 審査請求に至った理由が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれがあるため |
| (3ページ目) 施行文案 記書きの「3」(1) | 保護開始年月日 | 条例7条2号 | 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であるため |
| (4ページ目) 保護開始決定通知書(控) | ケース番号、住所、宛名、文書番号、日付け 1 保護の種類・程度及び方法のうち 程度 介護費本人支払額 医療費本人支払額 2 保護を開始したとき 3 保護をきめたわけのうち 世帯の保護基準 収入認定額 開始理由 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (6ページ目) 保護変更決定通知書(控) | ケース番号、住所、宛名 1 保護の種類・程度及び方法のうち 程度 本人支払金額 介護保険料 介護費本人支払額 医療費本人支払額 3 保護をきめたわけのうち 世帯の保護基準 収入認定額 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (8ページ目) 保護決定調書 | 調書番号、ケース番号、世帯主氏名、住所 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (8ページ目) 保護決定調書 | 氏名(年齢)、生活基準、住宅基準、教育基準、生業基準、生・住・教・生業計、収入認定額、収入認定額算出内訳、扶助決定額、本人支払額、施設事務費、一時扶助、8月分支給額 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (9ページ目) 生活基準額計算根拠 | 調書番号、地区名、ケース番号、世帯主名NO、名前、性別、年齢、基準(生活、級地、冬)、基準額①(第一類費、第二類費)、基準額②(第一類費、第二類費)、日用品費等、計算根拠、新計算外基準額(ア)、新基準計算根拠(イ)のうち 【基準額①】及び【基準額②】の各第1類費及び第2類費 合計額 生活基準額 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (10ページ目) 審査請求に係る調査について(照会) | 審査請求人の氏名 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報であるため |
| (11ページ目) 審査請求書 | 提出日、住所、氏名、印影、年齢、処分に対して私が言いたいこと、第2「審査請求の理由」の一部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (12ページ目) 保護変更決定通知書 | ケース番号、住所、宛名 1 保護の種類・程度及び方法のうち 程度 本人支払金額 介護保険料 介護費本人支払額 医療費本人支払額 3 保護をきめたわけのうち 世帯の保護基準 収入認定額 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |

【別表3】

本件対象公文書2

| 開示しない情報を含む部分 | 開示しない部分 | 根拠規定 | 当該規定を適用する理由 |
|----------------|---|--------|--|
| (2ページ目) 弁明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・11行目の一部 ・16行目～17行目の一部 ・19行目～20行目の全部 ・21行目の一部 ・22行目の全部 ・23行目の一部 ・25行目～30行目の記号を除く部分 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (3ページ目) 弁明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・1行目～3行目の記号を除く部分 ・5行目～10行目の記号を除く部分 ・12行目～16行目の記号を除く部分 ・18行目の全部 ・19行目の一部 ・22行目～24行目の一部 ・26行目の一部 ・27行目～28行目の全部 ・29行目～31行目の一部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (4ページ目) 弁明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・5行目～11行目の記号を除く部分 ・12行目の一部 ・13行目～19行目の記号を除く部分 ・20行目の一部 ・21行目～22行目の記号を除く部分 ・23行目の一部 ・24行目～29行目の記号を除く部分 ・30行目の一部 ・32行目～33行目の記号を除く部分 ・34行目の一部 ・35行目～36行目の記号を除く部分 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (5ページ目) 弁明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・1行目～7行目の全部 ・8行目～9行目の記号を除く部分 ・10行目の一部 ・12行目の記号を除く部分 ・13行目の一部 ・14行目の記号を除く部分 ・15行目の一部 ・16行目の記号を除く部分 ・17行目の一部 ・19行目～21行目の記号を除く部分 ・22行目の一部 ・24行目～28行目の記号を除く部分 ・29行目の一部 ・31行目～33行目の記号を除く部分 ・34行目の一部 ・36行目の記号を除く部分 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (6ページ目) 弁明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・1行目～5行目の全部 ・6行目の一部 ・8行目～9行目の記号を除く部分 ・10行目の一部 ・12行目～14行目の記号を除く部分 ・15行目の一部 ・16行目～17行目の記号を除く部分 ・18行目の一部 ・19行目～22行目の記号を除く部分 ・23行目の一部 ・26行目～29行目の記号を除く部分 ・30行目の一部 ・32行目の記号を除く部分 ・33行目の一部 ・34行目～35行目の記号を除く部分 ・36行目の一部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (7ページ目) 弁明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・2行目の記号を除く部分 ・3行目の一部 ・5行目の一部 ・7行目～12行目の記号を除く部分 ・13行目の一部 ・14行目～29行目の記号を除く部分 ・30行目の一部 ・32行目～34行目の全部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |

| | | | |
|-----------------------------------|---|--------|--|
| (8ページ目) 弁明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・1行目～6行目の全部 ・7行目の記号を除く部分 ・8行目の一部 ・10行目の一部 ・11行目の全部 ・12行目の一部 ・33行目の一部 ・34行目の全部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (9ページ目) 弁明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・1行目～3行目の全部 ・4行目の一部 ・6行目の一部 ・7～8行目の全部 ・9行目～16行目の記号を除く部分 ・18行目の一部 ・19行目の全部 ・24行目の記号を除く部分 ・31行目の記号を除く部分 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (10ページ目) 証拠書類1 保護開始決定通知書(控) | <p>ケース番号、住所、宛名、文書番号、日付け 1保護の程度、介護費本人支払額、医療費本人支払額 2保護開始年月日 3世帯の保護基準、収入認定額、保護開始理由</p> | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (12ページ目) 証拠書類2 | 全部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (13ページ目) 証拠書類2 | 全部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (14ページ目) 証拠書類2 | 全部 | 条例7条2号 | 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものであるため |
| (18ページ目) 証拠書類4 返還金決定通知書 | 宛名、文書番号、日付け、返還金を決定した理由、返還対象額、算出内訳、返還免除額、返還決定額 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (27ページ目) 証拠書類7 別冊問答集《抜粋 写し》 | 全部 | 条例7条2号 | 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であるため |
| (28ページ目) 証拠書類7 別冊問答集《抜粋 写し》 | 全部 | 条例7条2号 | 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であるため |
| (31ページ目) 証拠書類8 | 全部 | 条例7条2号 | 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であるため |
| (32ページ目) 証拠書類8 | 全部 | 条例7条2号 | 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であるため |
| (33ページ目) 弁明書及び関係資料の提出について | 審査請求人氏名 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報であるため |
| (34ページ) 審査請求書 | <ul style="list-style-type: none"> ・日付け ・審査請求人住所、氏名、年齢 ・審査請求人代理人住所、氏名、電話番号、FAX番号 ・審査請求に係る処分年月日 ・審査請求に係る処分があったことを知った日 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (34ページ目) 審査請求書 | ・審査請求人代理人印影 | 条例7条4号 | 犯罪の予防、鎮圧捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあるため |
| (35ページ目) 審査請求書 | <ul style="list-style-type: none"> ・7行目の一部 ・8行目～9行目の全部 ・11行目～23行目の記号を除く部分 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (36ページ目) 審査請求書 | ・記号を除く部分 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |

| | | | |
|---------------------|---|--------|--|
| (37ページ目) 審査請求書 | ・記号を除く部分 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (38ページ目) 審査請求書 | 全部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (39ページ) 審査請求書 | 全部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (41ページ) 返還金決定通知書 | 宛名、文書番号、日付け、返還金を決定した理由、返還対象額、算出内訳、返還免除額、返還決定額 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |

【別表3】

本件対象公文書3

| 開示しない情報を含む部分 | 開示しない部分 | 根拠規定 | 当該規定を適用する理由 |
|---|---|--------|--|
| (2ページ目) 27西福第4531号平成27年1月20日訴訟資料の調査について(回答)(案) | 導入文の一部、本文の一部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (3ページ目から4ページ目) 27西福第4531号平成27年1月20日訴訟資料の調査について(回答)案 | 本文の一部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (5ページ目から7ページ目) 27西福第4531号平成27年1月20日訴訟資料の調査について(回答)案 | 本文のうち、記号、「本件処分の違法性」の見出し及び記載事実認否の結論を除く部分 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (8ページ目から10ページ目) 27西福第4531号平成27年1月20日訴訟資料の調査について(回答)案 | 本文の一部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (10ページ目) 27西福第4531号平成27年1月20日訴訟資料の調査について(回答)案文 | 証拠書類(2) | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (12ページ目) 証拠書類(1) 保護開始決定通知書(控)(写し) | ケース番号、住所、宛名、文書番号、日付け、 1保護の程度、介護費本人支払額、医療費本人支払額 2保護開始年月日 3世帯の保護基準、収入認定額、保護開始理由 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (13ページ目) 証拠書類(2) | 全部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (14ページ目) 証拠書類(2) | 全部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (15ページ目) 証拠書類(2) | 全部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (16ページ目) 証拠書類(3) 第3号様式(第2条関係)保護決定調書 | ふりがな、世帯主氏名、居住地(現在地)、地区名、世帯番号、金融機関名、民生委員名 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (17ページ目) 証拠書類(3) 様式第4号(第2条関係)保護決定調書 | 調書番号、ケース番号、世帯主氏名、住所、氏名(年齢)、生活基準、住宅基準、教育基準、生業基準、生・住・教・生業計、収入認定額、収入認定額算出内訳、扶助決定額、本人支払額、施設事務費、一時扶助、11月分支給額 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (18ページ目) 証拠書類(3) 様式第4号(第2条関係)保護決定調書 | 調書番号、ケース番号、世帯主氏名、住所、氏名(年齢)、生活基準、住宅基準、教育基準、生業基準、生・住・教・生業計、収入認定額、収入認定額算出内訳、扶助決定額、本人支払額、施設事務費、一時扶助、12月分支給額 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (19ページ目) 証拠書類(3) 様式第4号(第2条関係)保護決定調書 | 調書番号、ケース番号、世帯主氏名、住所、氏名(年齢)、生活基準、住宅基準、教育基準、生業基準、生・住・教・生業計、収入認定額、収入認定額算出内訳、扶助決定額、本人支払額、施設事務費、一時扶助、12月分支給額 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |

| | | | |
|---|--|--------|--|
| (20ページ目) 証拠書類(3) 様式第4号(第2条関係)保護 決定調書 | 調書番号、ケース番号、世帯主氏名、住所、氏名(年齢)、生活基準、住宅基準、教育基準、生業基準、生・住・教・生業計、収入認定額、収入認定額算出内訳、扶助決定額、本人支払額、施設事務費、一時扶助 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (21ページ目) 証拠書類(3) 様式第4号(第2条関係)保護 決定調書 | 調書番号、ケース番号、世帯主氏名、住所、事由、氏名(年齢)、生活基準、住宅基準、教育基準、生業基準、生・住・教・生業計、収入認定額、収入認定額算出内訳、扶助決定額、本人支払額、施設事務費、一時扶助、過支給額及び処理方法、8月分支給額 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (22ページ目) 証拠書類(4) 保護金品支給台帳 | 地区、ケース番号、世帯主氏名、住所、支給年月日(自)及び(至)、表・支給年月、支給年月日、定例追給区分、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、生業扶助、一時扶助、合計、備考 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (23ページ目) 証拠書類(5) ケース記録(抜粋、写し) | 開始年月日、世帯番号、世帯主氏名、ふりがな、担当年度 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (24ページ目) 証拠書類(5) ケース記録(抜粋、写し) | 全部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (25ページ目) 証拠書類(5) ケース記録(抜粋、写し) | 全部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (26ページ目) 証拠書類(5) ケース記録(抜粋、写し) | 記事部分 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (27ページ目) 証拠書類(5) ケース記録(抜粋、写し) | 記事部分 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (28ページ目) 証拠書類(5) ケース記録(抜粋、写し) | 記事部分 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (29ページ目) 証拠書類(5) ケース記録(抜粋、写し) | 記事部分 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (30ページ目) 証拠書類(6) 返還金決定通知書 | 宛名、文書番号、日付け、返還金を決定した理由、返還対象額、算出内訳、返還免除額、返還決定額 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (31ページ目) 証拠書類(7) 戸籍謄本、住民票及び貸室賃貸借契約書(写し) | 戸籍謄本の全部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報であるため |
| (32ページ目) 証拠書類(7) 戸籍謄本、住民票及び貸室賃貸借契約書(写し) | 戸籍謄本(附票)の全部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報であるため |
| (33ページ目) 証拠書類(7) 戸籍謄本、住民票及び貸室賃貸借契約書(写し) | 住民票の全部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報であるため |
| (34ページ目) 証拠書類(7) 戸籍謄本、住民票及び貸室賃貸借契約書(写し) | 住民票の全部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報であるため |
| (35ページ目) 証拠書類(7) 戸籍謄本、住民票及び貸室賃貸借契約書(写し) | 貸室賃貸借契約書の全部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |

| | | | |
|---|-------------------------------------|--------|--|
| (37ページ目) 証拠書類(8) 生活保護運用事例集(抜粋 写し) | 抜粋ページの全部 | 条例7条2号 | 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であるため |
| (48ページ目) 証拠書類(12) 生活保護手帳 別冊問答集 (抜粋 写し) | 抜粋ページの全部 | 条例7条2号 | 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であるため |
| (52ページ目) 総務局訴務担当部長発出、訴訟資料の調査について(照会) | 原告氏名、事件名、事件番号 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (54ページ目) 第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状 | 事件番号、事件名、原告氏名 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (55ページ目) 訴状 | 原告訴訟代理人氏名 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報であるため |
| (55ページ目) 訴状 | 原告訴訟代理人印影 | 条例7条4号 | 犯罪の予防、鎮圧捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあるため |
| (55ページ目) 訴状 | 事件名 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (55ページ目) 訴状 | 訴訟物の額及び貼用印紙代の額 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (55ページ目) 訴状 | 訴訟の趣旨の処分年月日 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (55ページ目) 訴状 | 請求の原因のはじめにの本文 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (56ページ目) 訴状 | ・1行目～8行目 ・10行目 ・13行目～23行目 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (57ページ目) 訴状 | ・1行目～20行目 ・21行目の一部 ・22行目 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (58ページ目) 訴状 | 本文 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (59ページ目) 訴状 | 本文 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (60ページ目) 訴状 | 本文 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (61ページ目) 訴状 | 本文 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (62ページ目) 訴状 | ・1行目～14行目 ・15行目の一部 ・16行目～24行目 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (63ページ目) 訴状 | ・1行目 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (64ページ目) 当事者目録 | ・原告 住所、氏名 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報であるため |
| (64ページ目) 当事者目録 | ・原告訴訟代理人 住所、氏名、電話番号、FAX番号 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報であるため |

| | | | |
|---------------------------------------|---|--------|--|
| (65ページ目) 原告準備書面(1) | ・事件番号 ・原告氏名 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (65ページ目) 原告準備書面(1) | ・原告訴訟代理人氏名 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報であるため |
| (65ページ目) 原告準備書面(1) | ・原告訴訟代理人印影 | 条例7条4号 | 犯罪の予防、鎮圧捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあるため |
| (67ページ目) 証拠説明書(1) | ・事件番号 ・原告氏名 ・原告訴訟代理人氏名 ・甲2及び甲3の立証趣旨 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (67ページ目) 証拠説明書(1) | ・原告訴訟代理人印影 | 条例7条4号 | 犯罪の予防、鎮圧捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあるため |
| (68ページ目) 甲1号証 返還金決定通知書 | 宛名、文書番号、日付け、返還金を決定した理由、返還対象額、算出内訳、返還免除額、返還決定額 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (70ページ目～77ページ目) 甲2号証 裁決書(審査請求) | 全部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |
| (78ページ目～84ページ目) 甲3号証 裁決書(再審査請求) | 全部 | 条例7条2号 | 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため |